平成２４年（フ）第５４号
松江市東津田町2124番地２　グランフィオーレ108、前住所松江市東出雲町揖屋2682番地54
債務者　野津　理加
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで　松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６９号
青森県上北郡七戸町字荒熊内66番地５
債務者　竹内　　瞳
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
青森市大字浜田字玉川143番地21
債務者　山上　　明
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
青森市金沢３丁目７番11号
債務者　蝦名　　裕
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６６９号
愛知県知多郡武豊町字六貫山４丁目46番地４
債務者　佐藤　直幸
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６７０号
愛知県知多郡武豊町字六貫山４丁目46番地４
債務者　佐藤　敬子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４９号
山口県防府市石が口２丁目２番２―203号
市住65棟1292号
債務者　砂田　吉昭
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５８号
山口県防府市天神２丁目１番37号　柳アパート５号
債務者　池永　博年
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３号
北海道小樽市銭函２丁目27番３号　クレスト東山201号、住民票上の住所北海道岩内郡岩内町字相生125番地
債務者　羽生　英三
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第３６号
北海道小樽市赤岩１丁目９番225号　森純方、前住所北海道小樽市幸４丁目７番５号　第２晴海ハイツ１Ｆ
債務者　渡邊　忠男
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第５６号
北海道小樽市若竹町９番３号　ベイサイドオタル203、前住所北海道小樽市銭函３丁目314番地74
債務者　長谷川智子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第２０号
青森県八戸市長者２丁目５番25号　稲花ハウス101号室、前住所青森県八戸市根城４丁目３番３号
債務者　谷川　信江
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
青森県八戸市城下４丁目１番27号　城下荘管理室、前住所青森県八戸市新湊１丁目24番７号
債務者　中居　純子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
青森県八戸市長根１丁目７番26号　ベルズハイツ102、前住所秋田県秋田市手形字十七流172番地１　レジデンス野崎203
債務者　斉藤　千恵
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
青森県八戸市大字尻内町字平中14番地２　平中荘１号
債務者　西向　　妙
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
仙台市太白区茂庭台４丁目26番７―404号
債務者　針生　朝江（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
宮城県岩沼市桑原１丁目11番６―203号
債務者　松尾敬一郎
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係